

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

独立行政法人日本学術振興会（JSPS）科学研究費助成事業「行政の実効性確保法制の整備に向けた総合的研究：統一法典案策定の試み」プロジェクト（課題番号 19H01414、研究代表者：高橋滋 法政大学）におきましては、行政の実効性確保法制の整備に向けた諸課題に関する検討をこれまで重ねて参りました。

このたび、平成 31 年 4 月のプロジェクト開始より計 16 回にわたる研究会を開催して検討を行った成果として、「行政の実効性確保を図るための行政代執行法の全面改正・関連諸法制の整備法要綱案（中間案）」（行政実効性確保法要綱案（中間案））を取りまとめることができましたので、皆様のご指摘・ご教示を賜りたく、意見募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

本パブリック・コメントは、行政の実効性確保に係る法制度に関する議論の活性化に資するとともに、皆様から頂戴したご意見を踏まえて、将来の立法に際しての論点と選択肢を提示する「行政実効性確保法要綱案」を充実させ、内容をより豊かなものとすることを目的として実施するものです。

各案の概要をご紹介すれば、甲案は代執行に加え、直接強制、即時強制（即時執行）、間接強制に関する一般規定を置き、各制度について、実施の法的根拠やその要件、実施にあたっての手続的規律、事前の調査や実施時の妨害排除に関する権限、費用の徴収その他の執行に関する必要な規律等を定め、行政の実効性確保に関する実務上の障害を幅広く取り除くことを主眼としています。

これに対し、乙案は、代執行及び直接強制につき行政命令前置を原則とし、現行法の下で認められている①法律等により直接命ぜられた行為に関する代執行や②講学上の即時強制を、「行政庁の命令を前置しない代執行」ないし「行政庁の命令を前置しない直接強制」として規律するものです。甲案との主な違いは、乙案は即時強制(即時執行)につき独立した章を設けず、代執行又は直接強制の一類型と位置付ける点にあります。

また、丙案は、代執行及び間接強制について一般規定を置く一方で、直接強制及び即時強制については、一般的規律を設ける必要性に乏しく、理論的な課題も多いとの見地から、従来どおり個別の法律ないし条例に委ねることとするものです。丙案を採用した場合、直接強制や即時強制については、本法立法時に併せて整備指針を示すことにより、個別の法律ないし条例における手続的規律等の整備を促すこととなります。

各案ともに、手続的規律その他の必要な規律を定め、行政の実効性確保に関する実務上の障害を取り除くことを目的として、あり得る制度の骨格を示しつつ立法上の選択肢を提示するものです。要綱案全体あるいは各案に対して、様々な観点からご指摘・ご示唆を頂戴できますならば幸いに存じます。

お忙しいなか誠に恐縮ではございますが、同封いたしました「行政実効性確保法要綱案(中間案)についての意見募集要領」をご一読いただき、パブリック・コメントにご協力いただけますと幸いに存じます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

「行政の実効性確保法制の整備に向けた総合的研究」
プロジェクトメンバー一同